

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字俣埜二七五番 一八地先から同郡同町大字藤久保字俣埜二七五番一八地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十二月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年六月三十日埼玉県越県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長二六・一〇メートル</p>